

まえがき

東海教育自治研究会会員有志による共同研究の成果として、2006年5月に公刊した『現代教育と教師』（榊達雄・酒井博世・笠井尚編、大学教育出版）について、単なる改訂にとどまらず、あらためて研究会の成果を出版することにした。その理由は、公刊後8年経過したというだけではなく、教育をめぐる状況、とりわけ教育行政の状況に大きな変化が見られたからである。例えば、2006年12月には教育基本法が全面改定され、2007年6月には学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法および教育公務員特例法の一部改正が行われ、2008年3月には小学校および中学校の学習指導要領が改訂・公示され（高等学校学習指導要領の改訂・公示は2009年3月）、同年7月には改定教育基本法17条1項に基づく教育振興基本計画が閣議決定（第2期教育振興基本計画は2013年6月閣議決定）されている。また、全国一斉学力テストが、2007年から2009年まで実施されている（2013年に復活）。他方、教育現場では、“いじめ”による生徒の自殺、体罰による生徒の自殺が起こっており、マスコミでも大きくとりあげられている状況がある。こうした教育行政その他の状況を背景に、研究会の成果の蓄積を踏まえて、出版することにしたわけである。

本書は、現代の教育における教師の役割に焦点を当てて、教師をめぐる問題を包括的に検討した前書を、発展させるために、あらためて本研究会の前身の名古屋教職理論研究会時代の教職理論研究の「四つの接近法」（勝野尚行「教職理論研究の四つの課題」勝野尚行編『教育実践と教育行政—教職理論研究序説—』法律文化社、1972年、7-19頁）を今日の状況にあうように解釈して、適用させることにした。「四つの接近法」は、①教育技術論からの接近、②専門職論からの接近、③教育行政論への接近、④教育労働者論からの接近、で構成されている。①では、教育を受ける権利を保障する教育（労働）は専門職労働ないし学問的労働でなければならないことを論じ、②では、教師＝教職が専門職とみなされるべきであることは、対国家的関係のなかでこそいわれなければならないことを論じ、③では、教職が専門職であることに対応した教育行政はどうあるべきかを

論じ、④では、教職が専門職であることと、教師の社会的存在が労働者であることとの関係（教師の専門職性と労働者性との関係）を論ずることになるとしていった。

今日教育行政は、教育教条整備や学校の経営はもとより教育実践、専門職としての教師のあり方、労働者としての教職員のあり方までも統制の下に置こうとしているといってもいい過ぎではない状況にある。他方、教育は国民協同の事業であると考え、開かれた学校づくりを進める教職員・父母・住民の運動もある。すなわち、教育行政は、教育実践、専門職教師のあり方、労働者教師のあり方それぞれを統制しようとし、他方教職員、父母・住民は協力・共同して、教育行政によるそれぞれの統制を批判し、真に子どもの教育を受ける権利を保障するよう教育行政に要求している。現実のきびしい教育の状況を変えていくためには、教職員は、父母・住民と手をつなぎ、教職員組合はもとより、一般の労働組合とも連携が不可欠なのである。本書は、こうした状況下と「四つの接近法」を踏まえて、第Ⅰ部では、教育行政は教育実践自体を統制しようとしているが、教育実践は子どもの教育を受ける権利を保障する学問的实践でなければならないこと、および教育行政がその教育実践の条件整備をすべきことを論じている。第Ⅱ部では、教育行政は教師を専門職であると同時に労働者であることを認めようとしなが、教師は対権力との関係で専門職であると同時に、その社会的存在が労働者であることを教育行政に認めさせる運動が必要であることを論じている。第Ⅲ部では、教育行政は制度や経営を通して、教職員を全面的に統制下に置こうとしているが、教師や事務職員等は教師が専門職であることに対応した教育行政・経営のあり方を要求していることを論じている。

最後に、本書の出版に際しては、大学教育出版の佐藤守社長、編集部の安田愛氏に大変お世話になった。ここに記してお礼申し上げる次第である。

2014年8月

編者

教育実践と教職員
— 教職理論の課題 —

目 次

まえがき i

第 I 部 教育実践論

第 1 章 子どもの発達と教育実践 2

1. 子どもの人間的発達の特徴 3
2. 可能性を信頼することについて 6
3. 発達と学習 — 教育実践の課題 — 9

第 2 章 教育実践と教育理念 — 男女平等思想の理念を中心に — 15

- はじめに 15
1. 教育課程と男女平等 — 保健体育科を中心に — 16
 2. 教育実践と男女平等 — 学校におけるハラスメント問題 — 18
 3. ジェンダーと教育 21
- おわりに — 教育における男女平等と教師の役割 — 23

第 3 章 子ども・父母・住民とともに教育実践の創造
— 原発・放射線をめぐる教育実践を通して — 27

- はじめに 27
1. 原発・放射線をめぐる教育実践に取り組む意義 28
 2. 原発・放射線をめぐる教育実践 — 子どもの主体的な学びの保障 — 32
 3. 地域で学び合った原発問題 — 父母・住民とともに — 36
- おわりに 37

第 4 章 障害児教育実践 39

1. 障害児教育実践の実態と問題 39
2. 発達保障の障害児教育実践 42
3. 障害児の教育への権利保障の動向 — 世界と日本 — 46

第 5 章 教育実践と体罰問題 51

1. 岐阜県における体罰問題 — 中津商業高校事件・岐陽高校事件 — 51
2. 最近の体罰問題 — 桜宮高校事件 — 54
3. 教育において体罰をなくす課題 55

第II部 専門職労働者論

第1章 教師の教育権	64
1. 教師の教育権の理論と現実	64
2. 教師と諸主体との法的関係	67
3. 「教員の地位に関する勧告」にみる教師の教育権	69
第2章 教師の専門職性と労働者性	73
1. 教師の労働者性	73
2. 教師の専門職性	76
3. 教師の専門職性と労働者性との統一的把握	80
第3章 教職員組合運動 — 岐阜県の場合を中心に —	85
1. 教職員組合運動の実際	85
2. 私立学校教職員組合の運動	89
3. 教職員組合運動の課題	92
第4章 青年教師論	97
1. はじめに — いじめ自死事件から青年教師の問題を考える —	97
2. 青年教師の置かれた位置	98
3. 専門職労働者としての青年教師	105
第5章 教師の超過勤務問題	107
1. 教師の超過勤務の問題	107
2. 教師の超過勤務裁判 — 公務外処分取消請求事件を中心に —	111
3. 専門職労働者としての教師と超過勤務	114

第Ⅲ部 教育行政・経営と教職員

第1章 教育条件整備と事務職員	120
1. 学校における事務職員の位置	120
2. 教師と事務職員との協力・共同	121
3. 事務職員の課題	124
第2章 教育課程行政・経営と教師	
— 教育振興基本計画と目標管理の問題 —	132
1. 教育課程行政と教師をめぐる問題	132
2. 2006年教基法改正と教育課程	135
3. 教育振興基本計画と教育の目標管理	138
4. 教師の職業上の自由と教職員団体の役割	143
第3章 教員養成制度の原則と課題	144
1. 戦前の教員養成制度	144
2. 戦後の教員養成の原則の確立と展開	147
3. 転換期を迎えた教員養成制度	150
第4章 教員評価制度の問題	156
1. 教員評価の意義	156
2. 教員評価制度のねらい	158
3. 教員評価の国際的動向と課題	
— ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」を基準として —	162
第5章 学校施設・設備と教職員	168
1. 学校施設計画・運営の課題	168
2. 学校施設整備の新たな前提	171
3. 学校教育改革と学校施設・設備の整備	176